

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第18号 令和6年9月30日発行



令和6年度「盛岡地域市民後見人養成講座」22名が修了しました

7月11日に開講した、今年度の「盛岡地域市民後見人養成講座」が9月27日に終了しました。最終日には、修了要件を満たした22名の方に修了証をお渡ししました。週1回全9回（50単位）、約2か月半に渡る長期の講座であり、参加された皆様、大変お疲れさまでした。

講座では、「市民後見人」に必要とされる成年後見に関する知識・技術に加え、社会規範・倫理性等、幅広く学んでいただきました。また、今年度は、「意思決定支援の基本」を独立した科目として設定し、より充実したプログラム編成としました。講座を受講された皆さんは、社会貢献に高い意欲を持ち、いずれの講義も熱心に受講されていました。毎回、各講義の感想を提出していただきましたが、その記載内容からも真剣に受講されていることが感じられました。

「市民後見人」は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度の担い手として、各方面から大きな期待が寄せられています。市民後見人の強みは、同じ地域で暮らす生活者としての目線や感覚で、同じ地域に暮らす方を支えていくところにあります。

現在、盛岡地域では、26人の市民後見人が活動中です。修了者の皆様にも市民後見人候補者名簿に登録いただき、市民後見人として活動していただくことを期待しています。

講師には、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士、行政書士の専門職の皆様を始め、家庭裁判所や盛岡市、年金事務所の職員の皆様にご対応いただきました。

施設実習は、障がい福祉事業所みのりホーム様、軽費老人ホームケアハウス巣子様、松実会地域包括支援センター様のご協力をいただき実施しました。

講師を務めていただきました先生方、施設実習をお引き受けいただきました各施設の皆様、そして、最終日のグループ演習のために事例報告をお引き受けいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

【講義の様子】



【グループ演習の様子】



【参考：養成講座プログラム】

- ・市民後見概論 ・成年後見制度概論 ・成年後見各論
- ・介護保険制度 ・高齢者/認知症の理解 ・障害者福祉制度
- ・高齢者/障害者虐待防止法 ・知的障がい者/精神障がい者の理解
- ・対人援助の基礎 ・家族法/財産法 ・意思決定支援の基本
- ・地域福祉/権利擁護の理念 ・社会保障と年金及び医療保険
- ・関係諸制度（年金・健康保険・生活保護・税務申告・消費者保護）
- ・申立書類の作成 ・成年後見の実務（受任、就職時報告、定期報告、終了時の手続き、報酬付与の申立）
- ・成年後見活動の実践/検討（法人後見、市民後見人の活動等）
- ・市民後見人像 ・施設実習及びレポート作成
- ・成年後見制度と市町村責任 ・家庭裁判所の役割

【施設実習の様子】



市民後見人の活動状況について



現在、活動中の市民後見人は下記のとおり 26 名です。
 市民後見人は、通常、専門職との複数後見で活動しています。
 専門職との複数後見を経て、単独受任となった市民後見人は 2 名です。

R6.9末現在

類型	活動中の 市民後見人	複数後見の状況（複数後見の相手方）				単独受任
		弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	
後見	16人	6人	5人	4人	—	1人
保佐	9人	3人	2人	2人	1人	1人
補助	1人	—	—	1人	—	—
計	26人	9人	7人	7人	1人	2人

■■■市民後見人情報交換会■■■

当センターでは、市民後見人の活動支援の一つとして、毎月「市民後見人情報交換会」を開催しています。この情報交換会は、活動中の方（活動終了者も含む）に加え、市民後見人候補者として審判待ちの方にもお声がけし、参加していただいています。

市民後見人の大半は、専門職との複数後見であり、後見活動において何か問題が生じても、専門職に相談しながら対応することが可能です。しかし、そのような中でも生じる小さな疑問や悩みをこの情報交換会で出していただくこととしています。皆で考え、話し合うことで、解決につながるヒントが出てくることもあります。また、互いの活動を報告する中で、情報共有したり、共感しあう場面も見られます。

また、今年度は、8月の情報交換会に6市町の担当者の皆さんにもご参加いただきました。担当者の皆さんには、市民後見人の方々が被後見人に寄り添い、ご本人の気持を大切にしながら活動していることを実感していただく機会になったものと思います。

【市民後見人情報交換会の様子】

<4月>
 事例検討
 今年度の研修について協議



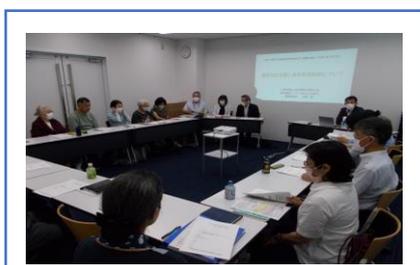
<5月>
 相続登記について研修
 （講師：盛岡法務局職員）



<6月>
 生活保護について研修
 （講師：盛岡市職員）



<7月>
 意思決定支援について研修
 （講師：社会福祉士会）



<8月>
 事例検討
 市町の担当者と意見交換



<9月>
 事例検討
 （医療同意等について意見交換）



成年後見制度の相談について

当センターでは、成年後見制度に関する様々なご相談をお受けしています。

例えば・・・ ◎成年後見制度について、知りたい。
◎利用したいが、具体的な手続について知りたい。
◎申立書類は、どのように準備すればよいか？

等々



【具体的な相談例】

- ① 高齢の父は自分で金銭管理を行っているが先日、認知症との診断を受けた。先々心配である。制度について確認しておきたい。
- ② ケアマネジャーをしています。有料老人ホームに入居しているAさんのことで相談です。Aさんは、認知症との診断を受けており、金銭管理等は遠方に住む娘さんが行って来ました。先日、娘さんから「自分も体調がすぐれない。施設への訪問や金銭管理等が負担になってきた。どなたかお願いする方法はないだろうか。」と相談を受けました。後見制度の利用が頭に浮かびましたが娘さんに説明する前に制度の内容や手続について確認しておきたいです。
- ③ 生活介護事業所のサービス管理責任者をしています。利用者のBさんは、高齢のお母さんと2人暮らしです。最近、お母さんが体調を崩されることが増えてきました。Bさんは一人っ子で近くに頼れる親族もないようです。将来的には、後見制度の利用が望ましいと思われそうですが、制度を利用する場合は、どのような手続が必要になるのでしょうか。
- ④ 精神科病院に入院中の姪がいる。姪は、私の兄の娘である。兄は、自宅で元気に暮らしていたが先日、急逝した。姪の母親は早くに亡くなっていて、兄が姪の世話をいろいろして来た。私も叔父として出来ることはしたいと思うが自分の年齢を考えると不安である。病院の相談室から後見制度というものがあると聞いた。詳しく知りたい。
- ⑤ 10年前に父が亡くなった際、相続手続のため、知的障がいのある弟には、後見制度の利用が必要となり、裁判所に申立を行いました。後見人に母と弁護士の2人が選任されましたが相続手続終了後、弁護士は辞任し、母が一人で後見人を務めてきました。しかし、その母が先頃、入院しました。幸い経過は順調ですが母からこれを機に後見人を引き継いで欲しいと言われました。どのような手続が必要か知りたい。

～当センターの相談は、「直接」「対面」「複数」が基本～

来所が難しい場合は、ご自宅や施設、病院等にも出向きます。

制度利用に際しては、ご本人や親族の理解が何よりも大切です。このため、直接、お話を伺いながら、後見制度利用の必要性や緊急性等について、相談者と一緒に考えます。制度を利用することになるご本人への説明にも対応します。時には、何度も相談や説明の機会を持つこともあります。継続相談となるケースも多く、相談は複数で対応し、状況を的確に把握することに務めています。

相談の結果、制度利用が必要とされ、相談者が申立人となり、申立書を作成する場合は、家庭裁判所へ提出するまで全面的にサポートします。また、申立書の作成に取りかかる段階で、相談者のご了解をいただき、当センターから関係先に事情をお伝えし、協力をお願いする場合があります。

相談の結果、制度を利用しなくても困っていることを解決できる場合もあります。時には、「制度利用の時期は、もう少し考えましょう。」という場合もあります。いずれの場合も制度について、理解を深めていただく良い機会になったものと感じています。

○ 相談：平日の午前8時30分から午後5時30分まで（来所相談や出前相談は、要予約）

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、駐車券を差し上げます。（1時間まで）

盛岡広域成年後見センターの業務予定



今後予定している研修会や会議等は下記のとおりです。開催案内は順次、お送りいたします。関係者の皆様には、あらかじめ日程を確保いただきますようお願いいたします。

■10月10日(木)13:30～第1回市民後見人養成定期研修

市民後見人名簿登録者を対象に市民後見人として活動する際に必要となる知識や技術の向上と活動意欲の保持を目的に開催します。【会場：岩手教育会館】
第2回は、1月29日(水)に実施予定です。

■10月18日(金)13:30～地域の方向け成年後見制度講演会

講師：成年後見センターもりおか 理事長 石橋 乙秀（弁護士）
地域の皆様に成年後見制度への理解を深めていただくための講演会を開催します。相談会も実施します。【会場：紫波町情報交流館】※詳細はHPにも掲載中

■10月23日(水)13:30～市民後見人情報交換会

市民後見人として活動中の方や市民後見人候補者の方を対象に事例検討や研修等を行います。情報交換会は、毎月1回定例開催しています。【会場：岩手教育会館】

■10月24日(木)10:00～盛岡広域市民後見人受任者調整会議

首長申立事案や広域センターが申立支援した事案について、市民後見人が相応しいかを三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）の委員の皆様にご検討いただきます。【会場：岩手教育会館】
受任者調整会議は、毎月開催予定としています。

■12月4日(水)13:30～盛岡広域実務者ネットワーク会議【対象：高齢福祉関係者】

■12月10日(火)13:30～盛岡広域実務者ネットワーク会議【対象：障がい福祉関係者】

4日は地域包括支援センター及び介護支援センターの皆様を対象に、10日は基幹相談支援事業所及び相談支援事業所、精神科病院の相談室の皆様を対象に実務者ネットワーク会議を開催します。成年後見制度を巡る課題等について情報交換を行います。【会場：岩手教育会館】

■12月12日(木)・13日(金) 盛岡地域市民後見人養成フォローアップ研修

市民後見人養成講座修了者を対象に実施します。専門的な知識・技術に加え、社会規範や倫理性の理解を深め、市民後見人として活躍できる人材の養成を目的として開催します。【会場：岩手教育会館】

ニュースレター18号目をお送りします。

今年度は、常勤スタッフ3名でスタートしましたが8月1日付けで新たに経験豊かな職員を1名迎え、常勤4名体制となりました。これまで以上に積極的に訪問相談や出前講座等に対応できる体制が整いました。どうぞお気軽にお声がけいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

